

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第22回電気料金審査専門小委員会

日時 平成27年2月25日（水）10：00～12：22

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

1. 開会

○山崎電力市場整備課長

おはようございます。それでは定刻になりましたので、第22回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日もご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日も、関西電力からは説明者として岩根副社長にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第にございますように、本日は資料1から資料10までをご用意させていただいています。資料1、2としまして、議事次第と委員名簿、資料3-1、3-2としまして、消費者庁からのチェックポイントと、大阪での意見交換会の概要、資料4、5、6としまして、前回、委員各位からいただきました指摘事項の一覧表と、事務局及び関西電力からの回答を配付しております。その下に、資料7、8-1から8-3といたしまして、個別の原価等に係る事務局、関西電力の説明資料を配付しております。加えて資料9としまして、前回委員会の議事概要、資料10としまして、飯田オブザーバーからの提出資料、こちらが全体の資料でございます。

なお、今回も委員の皆様のお手元にタブレットをお配りをしておりまして、前回及び前々回の資料を見られるようになってございますので、議論に応じましてお使いいただければと思います。

また、Ustreamでライブ中継をご覧の方におかれましては、参考資料も含めました全資料につきまして、ホームページに現在、まさに今アップをしているところでありまして、10時10分までには必ずアップがされるということでございますので、ご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、以降の議事進行は、安念委員長にお願いいたします。

○安念委員長

おはようございます。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日の委員会の仕事は3つです。第1、2月24日火曜日付で、消費者庁において関西電力の家

庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントが取りまとめられたと伺っておりますので、消費者庁からご説明をいただきたいと存じます。また、消費者庁において、2月10日に大阪で意見交換会を開催されたと伺っておりますので、その概要についてもあわせてご説明を伺いたいと存じます。

第2、前回までの委員会における指摘事項について、説明と回答をいただきまして、ディスカッションを行いたいと思います。

第3、個別の原価等として、バックエンド関係費用、公租公課、費用の配賦・レートメーク、値下げの条件について、事務局より検討する議論点をご説明いただきます。その後、関西電力から原価の内容についてご説明をいただき、やはりディスカッションを行いたいと思います。

それでは、岡田課長より消費者庁チェックポイント及び大阪での意見交換会の概要について、ご説明を伺いたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田消費者調査課長（消費者庁）

資料3-1と3-2をご覧くださいと存じます。時系列に3-2の意見交換会の概要からご説明させていただきます。消費者庁では、2月10日、大阪におきまして意見交換会を開催いたしました。1月16日から2月3日まで、意見表明者の方々を募集しましたところ、16人の申し出がございまして、当日はその16人の方々からご意見を伺ってまいりました。

3-2では、それらの意見の概要を整理して、まとめたものでございます。資料は既に消費者庁のホームページにも掲載してございます。

全般的な意見としまして、かいつまんで幾つかご紹介したいと思いますが、全般的な意見としまして、関西電力は値上げの経緯、責任問題についての説明の説得力がないといった意見、あるいは、原価を見直さない、他社との違いも説明しないということで、電変制度による安易な申請は認められないといった意見もありました。経営効率化につきましては、人件費につきましては、役員報酬の削減をまず行うべきではないかといった意見も見られました。

1枚めくっていただきまして、資産売却に関しましては、グループ全体で資産を見直していくべきではないかといった意見もございました。2ページ目の真ん中あたりですけれども、燃料費、購入電力料に関しましては、省令に基づいているとはいいいましても、燃料費の計算の前提としまして、最近の円安や原油価格の現状を踏まえますと、なかなか市民感情としては納得がいかないといった意見がありました。燃料の備蓄の状況ですとか購入時期についても、消費者に説明すべきではないかといった意見がございました。

原発のコストにかかるものとしまして、2ページ目の下のほうからございますけれども、原発が再稼働するなら、またバックエンド費用はまたコストがかかるのではないかと。あるいは原発の

再稼働について、将来にわたるリスクとコストをきちんと消費者に説明すべきといった意見もございました。原発は稼働しなくても、コストがかかるんですけれども、その情報が関西電力さんからの提供資料には不足しているのではないかといった意見もございました。

関西電力さんの姿勢ですとか、情報公開に関する意見もございました。これは3ページ目の上の方でございます。経営効率化の内容、あるいは設備投資の中長期的な合理化目標など、国民の理解を得るためにわかりやすく伝えて欲しいといった意見もございました。

今回の電力料金値上げとは直接かわらないのですけれども、電力システム改革を見据えた意見も中にはございました。

今回は、電源構成変分認可制度、電変制度についての意見も見られました。電変で使用する前提の数字が、現状と余りにもかけ離れていて、消費者としては説明不足に感じるといった意見が見られました。

また、4ページでございますけれども、エネルギー政策にかかわるものとしまして、再生可能エネルギーへの転換を図るべきではないか、あるいは中長期的にどのように電力を確保するか、見通しを示すべきといった意見がありました。その他としまして、電力料金の値上げによって、家計の負担が重くなる、あるいは中小企業が多いのですけれども、中小企業はなかなか価格転嫁ができないといった意見ですとか、所得の低い世帯への配慮が必要である、あるいはピークカットを後押しするような料金メニューの提供が必要だ、経営陣の処遇はカットすべきだけれども、一般従業員の処遇は守って欲しいといった意見もございました。

こういった様々な分野にわたるご意見を伺ってまいりました。これらの意見、またこの小委員会でのご議論、内閣府の消費者委員会のもとに設けられております調査会での議論を踏まえまして、消費者庁として昨日、チェックポイントを公表させていただきました。

次に3-1をご覧くださいと存じます。今回は電変制度に基づく申請の2例目ということでございまして、北海道電力の値上げ申請の際に作成させていただきましたチェックポイントと、同じような構成になっております。1ページ目では、考え方を示させていただいております。関西電力さんに対しましては、3点求めさせていただいております。まず第1に、今回の申請は電変制度に基づくもので、査定対象項目は限られるわけですが、値上げ認可申請の前提として前回の査定を踏まえて、効率化の進捗状況などを消費者に説明する責任があるのではないかと指摘させていただいております。第2に、前回の認可以降、他社並みの基準、あるいはもっと厳しい、それ以上の基準を達成するよう努力すべきではないかと指摘させていただいております。第3に、電源構成の変更により、費用削減が可能となった場合には、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきと指摘させていただいております。

経産省さんに対しては、2点指摘させていただいております。査定項目に関しては、厳格な審査を行っていただき、その結果を広く明らかにしていただくこと。また、査定対象以外の項目につきましても、関西電力さんの効率化努力を厳しく検証していただき、結果を広く公表していただく。また、関西電力さんに対して、効率化の進捗状況について消費者に丁寧に説明するように促していただきたいということを指摘させていただいております。

具体的には各論としまして、2ページ目の下の方から書かせていただいております。査定対象項目とそれ以外に分けさせていただいております。直接の査定対象項目でないものにつきましても、事業者による積極的な取り組み、消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるということと記載させていただきました。

査定対象項目の中の燃料費ですけれども、メリットオーダーが徹底されているかということを指摘させていただいております。また、3ページでございますけれども、北海道電力の値上げ申請の際にはチェックポイントに盛り込まなかった点で今回盛り込んでいる点としましては、卸電力取引所の活用による単価引き下げ効果をきちんと織り込んでいるか。また、最近の原油価格下落による費用削減効果を適切に織り込んでいるか。また、先ほどの意見交換会でも意見が出たというふうにご紹介申し上げたんですけれども、今回の値上げ申請の中身、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の関係というのが、やはり消費者にとっては非常にわかりにくいという意見があったことを踏まえまして、明確に説明していただいているかということをつけ加えさせていただいております。

次に、直接の査定対象項目ではないものですが、積極的に取り組んでいただきたい事項としまして、経営効率化に関し、幾つか挙げさせていただいております。具体的には役員報酬、あるいは健康保険料、これは10番ですけれども、次のページへ行ってみまして、12から競争入札比率、13は修繕費、14は普及開発関係費、15として、寄附金、団体費等、16としては資産売却など、さらなる経費の削減の余地はないかということで、記載させていただいております。

販売電力量に関しましては、自由化部門における販売電力量の減少要因である需要家離脱を解消するための努力を行っておられるかということを指摘させていただきました。料金体系としまして、今回の値上げ申請率が大幅な値上げであるということを踏まえまして、消費者のための激変緩和措置の方策が具体的に検討されているかということを指摘させていただいております。財務状況としましては、北海道電力さんが実施なさった渇水準備引当金の取り崩しの検討などについても、指摘させていただいております。

5ページ目でございますけれども、今後の料金値下げにつきまして、北海道電力の料金値上げの際にも指摘させていただいておりますけれども、今回、電源構成の変動が想定より早く解消さ

れた場合に、速やかに料金値下げが実施されることになっているか。想定どおりの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合は、その終了後、速やかに引き下げるようになっているか。また、原価算定期間終了後に解消される場合、再稼働に応じて速やかに原価低減分の値下げを行うことになっているかということを指摘させていただいております。

最後に、中長期的に取り組むべき事項としまして、再生可能エネルギーの使用拡大など、エネルギーの多様化について、電力自由化が間近になっておりまして、消費者の関心も高いということでございますので、十分な検討、説明や、情報提供をなさることになっているかといったことについて、指摘させていただきました。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。大変重要な論点についてご指摘をいただきましたので、今後の議論に大いに反映をさせていただきたいと存じます。特に、査定項目につきましては、当小委員会の問題意識と大幅に重複しておりますので、我々のやってきたこともそう的外れではなかったなど、いささか安堵するというのは変ですけれども、そういう感想を持ちました。どうもありがとうございました。

これが第1の仕事、次、第2の仕事です。

2. 電気料金審査専門小委員会における指摘事項について

○安念委員長

これまでの委員会における指摘事項について、議論いたします。まず、事務局より前回までの委員会で委員等からいただきました指摘事項についてご説明をいただき、その後、事務局及び関西電力よりご回答をお願いいたします。

それでは、まず事務局からご説明ください。

○山崎電力市場整備課長

ありがとうございます。それでは、前回までの委員会での指摘事項の説明をさせていただければと思います。資料番号4をご覧ください。項目別にまとめております。

まず、経営効率化についてですが、1番と2番、27年度の経営効率化計画、さらには東京電力との比較について、ご指摘、宿題が残っております。3番でございます。役員報酬の考え方について、また4番、経営効率化の数字に関する指摘をいただいております。

続きまして、真ん中以下、燃料費購入販売電力料の欄でございます。5番でございます。燃料費調整制度と燃料費購入販売電力料の単価査定の関係性、これについて多くの委員からご指摘を

いただいております。6番でございます。関西電力が既に申請に当たって織り込んでいるとご説明をされました燃料費、購入販売電力料の効率化の額、130億円の算定方法、そういったものについてのご指摘がございました。7番でございます。購入販売電力料のうち、燃料費調整制度の対象となっているものの割合についてのご指摘がございました。最後に、レートマークについて、8番でございますが、新たな料金メニューについて、宿題が残っております。これについて、回答を申し上げ、ご議論いただければと、こういうふうを考えております。

ありがとうございます。

○安念委員長

それでは、皆さんからいただいた宿題のうち、事務局から回答していただくべきものについて、ご説明いたしましょう。

○山崎電力市場整備課長

それでは、資料5に基づきまして、まず事務局の方からこのご指摘事項に関して回答させていただく部分についてのご説明をさせていただきます。まず、1ページ目から7ページ目までが、指摘事項2に係ります前回ご指摘いただきました関西電力と東京電力の比較について、可能な限り第三者の目という、そういうことをご用意するとお約束したものでございます。

1ページ目から4ページ目までは、両者の有価証券報告書ベースで、震災前の平成22年度と震災後の平成25年度につきまして、各項目について、比較をしたものでございます。以下、簡単にポイントをご説明を申し上げます。まず、1ページ目、スライド1でございます。まず、真ん中以下の燃料費でございますが、真ん中あたりの燃料費でございますが、関西電力の増減率のところを見ていただければと思いますが、増減率が関西電力が約200%になっている。東京電力が約100%であると、こういった違いがあるということでございます。購入電力料についても、関西電力が47%、東京電力が34%の増になっているということでありまして、これは震災前の原子力の比率がそのままこういった数字にあらわれてくるものというふうに考えてございます。

その下ですが、修繕費、さらに人件費、こういった部分を見ると、関西電力さんの数字と東京電力さんの数字は、増減率で見ると比較的同様の数字であると、こういったところが伺えるということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございますが、これ役員報酬等、人件費系の項目でございます。一番上の欄でございます。役員報酬の総額につきましては、22年度と25年度を比較しますと、関西電力がマイナス61%であるのに対して、東京電力はマイナス73%であるという、こちらの違いが出ているということでございます。一方で、一番最後の従業員の平均年間給与については、増減率で見ますと関西電力がマイナス27%、東京電力がマイナス10%とこういった違

いが出ていると、こういうふうに見てとれるというふうを考えてございます。

3ページでございます。幾つか資産等の項目を拾ってございます。資産等の項目の中で、例えば違いが出ているところについて言うと、真ん中より下あたり、株式でございます。株式ですが、関西電力を比較をすると、25%の増、東京電力が95%の減になっていると、こういったあたりは違いが出ているというふうに見受けられるということでございます。

4ページ目でございます。こちらは一人当たりの売上高等の生産性を比較したものでございます。一人当たりの売上高、一番上の欄ですが、関西電力さんが増減でいうと16%、東京電力が33%増とこういうことになってございます。一方で、一人当たりの契約口数は、関西電力さんがマイナス1.7%、東京電力さんが7%と、こういった違いが見てとれるということでございます。

最後の欄、修繕費率については、ほぼ両社一緒の数字と、こういった形になっていると。これが有価証券報告書ベースで震災前と震災後を数字ベースで比べたものでございます。

以下、5ページ目以降、5、6、7でございますが、こちらは1から4が22年度と25年度の数字の比較であります。委員会でもご指摘いただいたように、26年度以降というか、そういった深掘りの項目といったようなものをどう反映しているのかといったところが、ちょっと数字上はなかなか取りづらいものですから、東京電力の生産性倍増委員会の合理化レポートというものが昨年10月30日に出されてございます。そちらの項目の中で、主要なもののピックアップを事務局の方でさせていただきまして、関西電力さんの取り組みを聴取をし、そのまま載せているものがこちらでございます。詳細のご説明は、この時点では今こちらでさせていただくことは避けまいけれども、総じて申し上げますと、全体として発射台とか取組方法、例えば仕様の見直しにしても、取組方法が異なるということで、一概に比較はできないということは言えるとは思いますが、例えば競争調達の拡大、さらには海外製品とのベンチマークを行っているかとか、保有不動産の売却の度合いとか、そういったものについて違いは見受けられると、こういうことかと考えてございます。

以上が7ページ目まで、前回宿題をいただきました東京電力と関西電力の比較でございます。

続きまして、8ページ目と9ページ目で、先ほど消費者庁さんの方からもご指摘ございましたけれども、燃料費調整制度と今回の審査の関係について、前回多くのご指摘をいただきましたので、事務局としてまず考え方を整理させていただいております。

まず8ページ目は、そもそもの電力料金の仕組みで、燃料費調整制度というのはどういうものかということでございます。電力料金は下の真ん中にありますように、基本料金プラス従量料金に、プラスマイナスで燃料費調整額という、この総括原価をもとに算定される料金とは別に、燃料価格の変動に応じて月々の電力料金、自動的に反映されるところが外づけで規定され、さらに

再生可能エネルギーの賦課金が乗ると、こういう構成になってございます。燃料費調整制度というのは、下の枠にありますように、この事業者の効率化努力の及ばない市況や為替レートの変化の影響を外部化することによって、事業者の経営効率化の成果を明確にして、できる限り迅速にそういったものを料金に反映させると、こういったことを目的にしまして、平成8年から導入されている制度でございます。

こういった制度とでは今回の審査、燃料費及び購入電力料の審査の関係はどうなるのかということ、9ページにまとめてございます。まず、総論としまして、燃料費調整制度と効率化努力の関係ということでございまして、上で整理をしましたように、その効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、燃料費調整制度を通じて月々の電力料金に自動的に反映されるという、こういうことでございます。ただこれとは別に、事業者の効率化努力によって燃料費等を削減することは可能でありまして、下の星印に書いてございますように、省令の議論がございましたが、省令で定められているのは、このまさに電変に基づいて申請を行うときに、事業者の基準平均燃料価格、すなわち燃料費調整制度の基準となる価格については、当初認可を受けた料金の申請日の3カ月前のこの燃料価格を使えということになっているということのみでありまして、裏返すと、原価に織り込む価格が必然的に前回認可単価になるという趣旨ではないという、こういうことが制度のたてつけになってございます。

こうしたことを踏まえまして、以下の点を中心に引き続き審査をいただくということではないかと考えてございます。まず、この今般の申請につきまして、そういった整理に基づきますと、まず燃調制度の対象となっている範囲を、まず正確に把握をしていただく必要があるということかと思っています。言い換えますと、その増分原価——これは燃料費、購入電力料両方ですが——のうち、どれだけが燃料価格の変動に応じて自動変動することになるのかを、まず確認する必要があるというふうに考えてございます。

そして2つ目の丸ですが、その上で燃料費調整制度の対象になっているという部分につきましては、これはまさに北海道電力の申請に係る議論及び査定方針で、明確化していただいたものと同様に、さらなる調達の効率化、努力の余地がないか確認する必要があるということでもあります。言いかえると、今般のその申請が、短期間での再値上げであると。需要家の負担抑制の観点から、最大限の効率化が求められることなどに鑑みると、自動補正、自動的に燃料費調整制度を通じて反映されるものを超えた、一段のコスト削減努力が求められると、こういうところが原則かと思っています。その際、燃料費につきましては、まさに市況が大きく変化する中で、新たな効率化努力の余地が生まれてきているという、こういうところも視点としては当然加えられるべきで、例えばトップランナー価格、電気事業者間、またはその他もあるかもしれませんが、トップラン

ナ一的にどれだけ最先端を行っておられる事業者がおられるかというところを、一つのベンチマークにするといったようなことが、一つの選択肢として考えられるのではないかというふうに考えてございます。

燃料費調整制度の対象となっていない部分、分けた上でなっていない部分につきましては、なっていないものですから、燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されることにならないということに鑑みると、昨年来からご指摘あります原油価格の下落を原価に反映する必要がある部分が出てくると、こういう整理ではないかというふうに考えているところでございます。

以下、参考資料でございます。以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、関電さんの方からご説明いただきたいと存じます。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

関西電力の岩根でございます。

前回いただきましたご質問へ回答につきまして、2ページの目次に沿って説明させていただきます。

3ページをご覧ください。まず、東京電力様との比較について、ご説明いたします。このページは以前にもご説明いたしましたページですけれども、震災前と震災後の人件費や修繕費、諸経費の削減状況について比較いたしましたところ、当社と東京電力様とは、おおむね遜色のない水準となっていると考えております。

4ページをご覧ください。電気料金の収入単価につきまして、当社と東京電力様を比較したところ、東京電力様の方が1割程度高い水準となっております。

5ページをご覧ください。次に電源構成面で比較いたしますと、東京電力様は電気料金の前提となる原子力比率が8%であるのに対し、当社は19%となっております。その結果、営業費用に占める原子力不稼働の影響額は、東京電力様の5%に対し、当社は13%であり、原子力不稼働時の経営へのインパクトは当社の方が大きいと考えております。

6ページをご覧ください。役員報酬に関してですが、一番上に先日の弊社社長の発言内容を記載いたしております。その趣旨につきまして、改めて確認してまいりましたが、平成25年度と26年度における査定後の一人当たり平均1,800万円との差額分については、平成27年度の効率化に織り込み、経営全般で達成してまいりたいとの考えでございます。

7ページをご覧ください。飯田オブザーバーからいただきました効率化前費用の差に関するご質問についてですが、平成25年度の効率化前総原価2兆8,350億円と、効率化前営業費用3兆

2,543億円との差は、4,193億円でございますが、この差については原子力発電所が料金の前提どおりに再稼働しなかったことにより、燃料費及び購入電力料が4,500億円増加したことなどにより生じたものであります。

8ページには、26年度の差について記載しておりますが、25年度と同様の理由で差が生じております。

続きまして、単価査定と燃料費調整制度の関係について説明いたします。10ページをご覧ください。今回の料金審査における火力燃料費の購入価格の査定については、大きく2つの論点があると考えております。1つは、従来の料金審査においても確認されてきたように、事業者の最大限の効率化努力を購入価格に反映すべきというものの、2つ目は、資金の原油価格の下落影響を料金原価に直接反映すべきというものです。前者については従来と同様に、本委員会において審査されるべきものと認識しておりますが、後者については燃料費調整が別途自動的に適用されるため、原油価格低下を二重に電気料金に反映することとなり、不適切と考えております。

11ページをご覧ください。当社のLNG購入価格でまいりますと、その購入価格をYといたしまして、全日本通関原油価格をXとした場合に、その関係は $Y = aX + b$ で表現されます。

12ページをご覧ください。今回の審査では、前提となる原油価格 $X = 100$ の時点で事業者が最大限の効率化をしているかという①の部分について、確認されるものと考えております。

13ページをご覧ください。仮に増分原価の査定に当たりまして、前提諸元に資金の原油市況の下落、▲50と書いていますが、原油市況、50の下落を反映した場合、料金原価の①の▲50aだけまず減少することに加えまして、燃料費調整におきましても、全日本通関価格の下落を通じて、原油市況の下落、▲50を反映するため、さらに左の真ん中の方に書いています①'の▲50aだけ減少いたします。その結果、至近の原油市況の下落、▲50を二重で電気料金に反映することになってしまいます。

以上、ご説明いたしましたとおり、当社といたしましては燃料単価の査定を検討される際には、燃料費調整制度と二重になることがないように、ご留意をお願いするものでありまして、それ以外の面で、事業者の効率化努力の査定を検討されることを否定する趣旨ではございません。なお、査定の趣旨に当たりましては、 $X = 100$ という市況において、より安価な燃料の調達ができる余地がないかという合理的な努力水準を審査いただくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に14ページをご覧ください。効率化額における数量影響と単価影響についてご説明いたします。効率化については、LNGの輸入代行手数料や、LNG購入価格の削減といった単価の削減による効率化と姫路第二発電所のコンバインドサイクル化や、卸電力取引所の活用といった低廉な電源

活用等の数量拡大による効率化がございます。下にイメージ図を記載しておりますが、単価削減による効率化は、単価の削減額に料金織り込みの数量を乗じて算定しており、低廉な電源活用等の数量拡大による効率化は、単価削減額に実績数量を乗じて算定しております。

15ページをご覧ください。平成27年度の深掘額130億円は、前ページにおける単価削減による効率化と低廉な電源活用等の数量拡大による効率化の双方につきまして、前回料金織り込み数量から、今回料金織り込み数量までの数量増加分に単価差を乗じて算出しております。

次に16ページをご覧ください。購入電力量における燃料費調整の対象比率について、ご説明いたします。今回、申請している購入電力量のうち、全体の80%程度は燃料費調整に組み込んでおります。なお、今回申請に当たっては、燃料費調整に組み込んでいない新エネや取引所取引の増加等を反映しているため、前回からの増分数量における燃料費調整の対象比率は50%強となっております。

17ページをご覧ください。前回の審査専門小委員会におきまして、取引所取引は燃調制度の対象外となっていることから、足元の原油価格の下落を踏まえ、限界費用が下がることを前提とした査定をしなければならないとのご意見がございましたが、卸電力取引所については、次の点を考慮すべきと考えております。まず、取引所取引の価格決定要因についてですが、卸電力取引所の価格につきましては、原油価格のみならず、原子力の再稼働状況、発電所トラブルの有無、天候、気候の動きなど、需給状況の影響も受けると考えられることから、原油価格の動向のみに基づき、取引所価格を想定することについては、慎重な判断が必要と考えております。

次に原油価格等の予見性についてですが、仮に原油価格の動向を考慮するとしても、将来の原油市況を見通すことは極めて困難であることから、少なくとも直近のごく短期間の水準・傾向が原価算定期間にわたって継続するといった想定は適切でないと考えております。

最後に、平成27年度の経営効率化計画及び経営計画の方向性について、ご説明させていただきます。19ページをご覧ください。まず、平成27年度の経営効率化の基本的な考え方について、ご説明いたします。当社はこれまで現行の電気料金に反映している効率化計画は、費目別に達成し、査定額は他の費目も含め、経営全般にわたる効率化により、全体で達成すべく取り組んでまいりました。その結果、平成25年度については、効率化額1,253億円に査定額415億円を加えた1,667億円に対して、実績は1,833億円となり、また26年度については効率化計画、1,632億円に、査定額428億円を加えた2,060億円に対して、見通しは2,688億円となり、効率化額全体では25、26年度ともに、効率化計画を上回り、査定額についても達成することができております。

一方、費目別では、人件費は25年度78億円、26年度87億円、諸経費は25年度45億円の未達が発生し、総額累計では210億円の未達額となっております。27年度においては、これに既に織り込

んでいる燃料費、購入電力料の効率化深掘額130億円を加えました総額340億円を上回る効率化の深掘りを目指します。また、保有資産について、もう一段の売却拡大を目指します。なお、27年度の効率額については、現在、予算策定作業とあわせて検討中ございまして、決まり次第、ご報告申し上げます。こうした効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客様の電気料金のご負担の軽減を図るべく、活用してまいりたいと考えております。

20ページをご覧ください。こちらは平成27年度の経営効率化のイメージでありまして、効率化計画1,775億円に、査定額579億円を加えました2,355億円に加え、先ほど申し上げました総額340億円を上回る効率化の深掘りを目指してまいります。

21ページをご覧ください。27年度の効率化計画の主な取組内容を費目別にご説明してまいります。人件費につきましては、平成25、26年度では、採用抑制による人員削減や、役員顧問報酬の減額、給料手当の削減等の取り組みをいたしましたでしたが、査定額の達成までは至っていないため、27年度においては、給料手当や退職給付金のさらなる削減等により、査定額の達成を目指す努力をしてまいります。また、その一環として、労働組合とも協議を開始しております。

22ページをご覧ください。燃料費は27年度においても、1つ目の枠にありますように、姫路第二発電所6号機の運開時期の3カ月前倒しや、上から3つ目の枠に書いていますとおり、LNG価格査定への対応といたしまして、27年度査定額が189億円と、26年の査定額53億円と比べても非常に厳しい水準となっている中、LNG調達価格の低減に向けて市況緩和時の国際入札等の取り組みを行うとともに、中長期的な購入価格の低減に向けまして、調達先の多様化や、共同調達といった取り組みも着実に進めてまいります。

また、最後の段にございますように、購入電力料につきましては、他社電源、自家発電等の固定費用削減や、卸電力取引所からの安価な電力購入を着実に実施してまいります。

23ページをご覧ください。設備投資関連費用につきましては、平成25年度、26年度において、競争発注の拡大や、取引先提案による設計や仕様の見直しといった調達価格の削減や、工事実施時期、内容の見直し等に取り組んでまいりました。27年度ではこうした取り組みをさらに加速させるとともに、競争発注比率につきましても、27年度目標である30%の達成はもちろんのこと、中長期的に拡大すべく努力してまいります。なお、修繕費及び諸経費においても同様に、競争発注比率の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

24ページをご覧ください。修繕費につきましては、平成25年度、26年度において、設備投資関連費用と同様に、調達価格の削減や、工事実施時期、内容の見直し等に取り組んでまいりましたが、スマートメーターについても、一般競争入札の実施や設計仕様の見直しにより、価格低減に取り組んでまいりました。27年度もスマートメーターのさらなる価格低減に資する一般競争入札

の継続実施等、これまでの取り組みを着実に実施してまいります。

25ページをご覧ください。諸経費等につきましては、平成25年度は委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による調達価格の削減や、節電、省エネ関連や、電気の安全などの公益的な情報発信の削減等を実施いたしました。査定額を達成するには至りませんでした。しかしながら、26年度については、より一層の効率化により、査定額を達成しており、この取り組みを加速することで、27年度については査定額を上回る効率化を達成すべく、努力してまいります。

26、27年度で、平成27年度の経営計画の方向性について、ご説明させていただきます。26年度は、中長期的な効率化としてコスト構造改革について記載いたしております。足元の徹底した経営効率化を推し進めるとともに、物流・調達改革や、業務プロセス改革による生産性の向上、燃料調達における最大限の経済性追求など、将来の競争本格化を見据え、コスト構造を抜本的に見直してまいります。そのため、従来の常識にとらわれず、業務のあり方の抜本的見直しに果敢に挑戦してまいります。

27ページでは、当社の目指す姿として、競争力ある企業グループへの変革について、記載しております。エネルギー市場における競争が本格化する中においても、お客様に当社グループをお選びいただき、新たな成長を目指すために、徹底的な経営効率化とコスト構造改革に推進するとともに、総合エネルギー事業の競争力強化に向けて、各取り組みを展開してまいります。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに移りましょう。どうぞ、どなたからでもご発言ください。いかがでしょうか。どうぞ、松村先生。

○松村委員

事務局の資料に質問があるのですが、第三者の目で客観的にリストラの状況を見てくれという要望に応じて、資料5が出されたと認識しています。これで見ると、恐らく多くの方はびっくりしたのではないかと思います。スライドの2の関西電力と東京電力の給与です。東京電力は削減率10%、関西電力は27.2%、関西電力は東京電力に比べて大きく削減しているように見える。この数字だけ世に出回ると、東京電力の給与の削減が甘いのではないかと非難されかねないような気がするが、この理解は明らかに正しくないと認識している。この数字の意味を確認したい。

これは有価証券報告書で出てきている数字ですね。これは私たちが査定したものと、定義が一致しているのかという点です。査定の金額でいうと、査定額はもちろん公表できると思うのです。

が、実額がどうなっているのかに関しては企業秘密なので、東京電力の額が幾らというのはここで示すのは難しいとは思いますが、しかし私の認識では、公表されたものから推測するに、査定時の定義では、東京電力の給与は関西電力よりはるかに低い額しか実際にも払われていないと思っている。差し支えない範囲でこれが事実かどうかをもし教えていただければ、そのように私が思っているのが誤解なのか、事実なのかということがある程度わかるのではないかと思います。

有報の方では、諸手当のような類いのものが入っていないのに対して、査定の方では諸手当のようなものも入っているなどのことがあるわけですね。そういうのを比べて、東電の方が給与は高いというイメージが正しいのかどうか。あるいは、有報の方では残業手当は入っていると思うんですが、査定の方では入っていなかったと思います。これは、私たちが査定するときに、サービス残業を強要せよなどということは言えるわけがないので、そのところは本当に残業したとすれば当然に払ってもらわなければ困るわけですから、そういう差も出てしまう。査定対象となった範囲での実際の給与水準は関電の方が東電より遙かに高いと認識しています。この資料のイメージが本当に正しいのか、私の認識の方が正しいのかどうかを、この資料が世に出回るまでに確認する必要があると思ったので発言しました。言える範囲で教えてください。

○安念委員長

言える範囲で。

○山崎電力市場整備課長

ありがとうございます。先ほど数字の増減率の数字のみご紹介をさせていただきましたが、今の松村委員のご指摘に対してお答えを可能な限りさせていただきます。まず一つ、そもそも有価証券報告書ベースと査定ベースの項目は、委員ご指摘のとおり違ってございます。まさにご指摘いただいたように、有価証券報告書ベースでは超過勤務手当というか、超過労働給与といったものが含まれているのに対して、査定では含まれてございません。一方で、査定では諸手当が含まれていると、こういった違いがまずそもそものベースでございます。東京電力と関西電力のその査定、まさに査定項目についての実績は、大変申しわけありませんが、公表できるものではないのですが、ご指摘いただいたように、査定水準で申し上げますと、東京電力が590万円、関西電力が627万円というのが、この2年半のプロセスでやっていたい査定水準でございます。したがって、そこからどれだけの乖離分があるのかということで、実績値において違いが出る。一概におっしゃるとおりで、この査定というその項目の実績値で見ると、東京電力と関西電力を比べて、東京電力の方が高いというような結果にはなっていないと、こういうことかと思ってございます。

加えまして、これは機械的なというか、計算上の話でございまして、平均給与をとるものです

から、分母に人数が出るということでありまして、この同じページの表の従業員数を見ていただいてわかるように、関西電力は25年度と22年度を比較しますと2.6%増えていて、東京電力はマイナス5.4%と、5.4%減っているということで、分母が東京電力の方が小さくなる傾向にあるということも、この数字上のそもそもその項目が違うということがございまして、数字上、インパクトとして出てくる部分かと考えてございます。

以上でございます。

○安全委員長

いかがですか。

○松村委員

実績は公表できないということだと思いますが、設定額に比べて著しく高い値段にならない、逆転にはならないと思う。新聞報道等の公開情報から見ても、著しく東電のほうが大きくなっている、査定額に比べて大きくなっていると全く認識していないので、恐らく査定ベースでの給与の実績値は、関西電力のほうが高いのではないかと考えています。したがって、東電が給料もらい過ぎじゃないかというような批判は、的外れかもしれないということは、この資料を見る人は認識すべきだと思います。ただ、それ以上のことは企業秘密なので言えない。この点は指摘させていただきます。

一方で、それでは査定額がそもそも関西電力のほうで東京電力より高かったという点に関しては、これは今回の査定ではなく、前回の査定に関する話です。それに関しては、そもそもそれ自体が甘かったのではないかという批判があるとすれば、それはこの委員会が甘んじて受けるべきこと。このもともとの査定では、決して不合理なことをしていなくて、きちんといろいろな要素を考えて、合理的に算定したというつもりでいます。したがって、この査定の実額が関西電力のほうが多くなっているから、だからけしからんなどと言うつもりは全くなく、そういう意図ではありません。ただ誤った印象を与えないために、一言発言させていただきました。

次の質問です。

関西電力の資料6です。前回、私は単価が下がって数量が増えて、そのまま掛け算すると、努力によってより安いものを増やしたというメリットと、原発がとまって自然に増えてしまう部分があるけれども、まさか原発がとまって自然に増えてしまう部分も、自分たちの手柄、効率化だと言っていないねと確認したつもりでした。原発が止まって自然に増える費用は不可抗力で、原発が止まって自然に減る費用は自分たちの手柄といい、それも含めて全体として査定額を達成していますなどと言ったら、ほとんど詐欺ですね。まさかそんなものは入っていないですね、と指摘したのですが、今回の資料は、それが入っているということを明確に出した資料だと私に

は見えます。これは私の誤解でしょうか。しかも含まれていると明確に出した上で、それを分離して出すという気は全くない、そのようなものは含まれているけれども、分離のしようがないじゃない、だから出しませんと言っている資料に私には見えます。そうすると、関電は今まで何度も、役員報酬が査定額を上回っている部分も、顧問にお車代を払っている部分も、全体としての効率化で飲み込みますということを言ったのだけれども、この全体としての効率化というものの正体はこういうことだったということが、これで白日のもとにさらされたのだと思います。私の理解が間違っていたら、そういう意図で出したのではないということであれば、反論をお願いします。

それから、関電の資料の13、12もです。原油価格が下がったことで、そのまま単純に査定するのはおかしい。燃調制度で下がるからダブルカウントになるのではないかというのは、前回も説明いただいたし、今回ももう一回念押しをいただいた。しかし、事務局の資料では、燃調に反映されている部分は原油価格の下落をそのまま反映するというのはおかしいということが、当然の前提となっており、燃調の対象となっているところは北海道電力でやったのと同じように、原油価格の下落とは直接関係無い査定をする。つまり北電の査定時には原油価格がここまで下がると全く思いもしなかったから。したがって、原油価格が下がっているからといって、単純にその分を深掘りするということはしない。それは燃調によって自然に下がるから。こう正しく整理されている。燃調の対象になっていないところは、この原油価格が大きく変動した点を踏まえと言っているわけだから、13あたりで言われていることと事務局の方針は矛盾しない。したがって今回の関電の資料は事務局が出した案を支持しますということですよ。事務局案に反対して、原油価格が下がった効果を燃調に反映される効果を見捨てて査定に入れるのに反対します、ということをおっしゃっただけですよ。これも確認です。もし違っていたら反論をお願いします。

その後、17あたりでは、この原油価格が下がったことを反映して、燃調の対象になっていないところもやるのは反対と書いてあるようにも見えるのですが、これは全く理屈がないと思います。まず、取引所価格のようなものに関しても、原油価格だけが影響するのではないという指摘は正しい。例えばもし来年夏が冷夏になったり、あるいは冬が暖冬になったりということがあれば、需要の価格弾力性はいつも電力会社がおっしゃっているようにかなり低いとしても、需要曲線それ自体が左にシフトするとになり、需要曲線と供給曲線の交わる点での限界費用自体が変わる、価格が下がることになるし、逆に厳冬になったり、猛暑になったりすれば、価格が上がるわけです。厳冬になるということを決めつけてやるか、暖冬になると決めつけて査定するということをすれば、確かに大きく変わる。これによって大きく変わるのはとてもよくわかるのですが、私たちはもちろん、当然厳冬になるはずだと決めつけないし、当然、暖冬になるはずだと決めつけない

いし、そこのところについては勝手な織り込みをしないことになると思います。

あるいは、水力発電で豊水になるのか渇水になるのかによっても、恐らく供給曲線が右にシフトしたり、左にシフトしたりということになり、需要曲線と交わるところの限界費用が大きく変わるということになるんでしょう。来年は絶対に豊水になるはずだから下がるはずだと査定するなどという乱暴なことはしないし、来年は絶対大渇水になるはずだということも前提としないし、そこのところは自然体でやる。こういうところが大きく影響しますから、私たちが予想したとおりの取引所価格にならないことは、当然に想定はされますが、しかしこれはニュートラルだと思っています。渇水を予想しないし、豊水も予想しないし、自然体に今までのルールでやります。全く同じ理由で、原発の再稼働が物すごく進むということになれば、きっとすごく安くなるでしょうし、川内が動かないというようなことにもし仮になったとすれば、全く逆の効果というのになるでしょうが、これについても特定の前提は置かないで、わからないことについては自然体でやります。原油価格が大幅に下がったというのは事実ですから、これを踏まえてやるというのは、少しも間違っていないと思います。

直近、少し上がっていますから、その分まではちゃんと考えるということになると思いますが、最大購入電力料については、燃調についてカバーされていないものについては、例えば原油価格が4割下がったとするならば、4割低く買えるということを基準にして、しかしそれは余りにも乱暴過ぎるから、実際に限界費用が石炭になっている部分というものもあるでしょうし、他の明らかに石炭から購入している他社電力のものもあるでしょうから、そういうものを補正し、それから原油価格が下がった分だけ本当に取引所価格が下がるのかということを考えれば、仮に4割は行き過ぎだろうということで、微修正するということはあると思いますが、4割低く買えることをベースに査定するのが正しいと私は思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。最後の点は、小委員会として態度をいずれにせよ決めなければならないことですが、第1の点、つまり130億って本当に深掘りなのかというのは、関電さんのご認識を伺うということだったと思いますので、今何かコメントがあれば承りたいと存じます。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

資料6の15ページを見ていただきますと、これ効率化深掘額130億円と書いてございますが、このうち、右側の電源活用の数量拡大による効率化、これは119億円入っておりまして、これは姫路のコンバインドサイクル化を、前の想定時期よりもさらに極力工程を短縮して前倒しをした分でございますので、その部分と、それから卸取引所の取引を前回の計画よりも増やした分とし

ていますので、この部分は我々として効率化の深掘りと認識してございます。

それから単価削減の11億円でございますが、特にLNGの価格が、前回25年度、26年度、27年度と非常に直線的に価格が、トップランナー価格で下げられておりまして、前回改定はその3年間平均ですけれども、今回は27年度なので、その一番低いLNGの価格を適用して申請していますので、この11億円についてはご意見あるかもしれませんが、我々としてこのように考えて、出させていただいた。少なくともこの119億円については我々として努力を織り込んだと考えております。

○安念委員長

わかりました。後の論点はまた、極めて重大だから、独立で議論することにして。

どうですか、松村先生、姫路の運開前倒しは、それは努力だろうと。

○松村委員

姫路の運開前倒しは、議論の余地はあると思いますが、努力と認めるのは自然だとは思いますが。しかし、その効果はこの全体のどれぐらいの割合ですか。その貢献がほとんどで、さっき言った詐欺的な部分は無視できるほど小さいということなのかもしれない。

○安念委員長

出せるような数字ですか。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

この110億円のうち、姫路の効率化部分の方が少ないことは事実です。したがって卸取引量を前回の27年度計画よりも増やした部分を我々が努力したと認めていただくかどうか。我々としてはそれを増やしたことによって努力したと考えております。

○松村委員

原発がとまって増えた部分も努力だと関電は考えているのは、よくわかりました。

○安念委員長

それは認識の問題だから、また議論しましょう。

山内先生。

○山内委員

ちょっと関連してなんですけれども、さっきの松村さんのご指摘の中で、関電さんの資料の12、13ですかね。これは原油価格の下落と、それから燃調の話なんですけれども、これは13で二重に取られるのはよくないといいますが、それはお避けていただきたいとおっしゃっていて、①の部分は100で固定しているわけだから、これはまず考えてもいいということですね。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

先ほどの松村先生のご質問に対しても、お答えしていませんけれども、例えば100ドルのとき
の前提で、我々が全日本通関よりもどのぐらい安く買えるかという合理的な努力、これを価格査
定の中で織り込むことは合理的な努力であり、我々も当然認めています。

○安念委員長

それはそうおっしゃったと私も伺いました。

○山内委員

それはそれでよろしいわけですね。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

はい。それで結構でございます。

○山内委員

そこで原油価格が50ドルになったときに①のところまで、今回の織り込み価格だと、ちょ
っと二重ではないかと、こういうご指摘ですか。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

今、LNGのマーケットでどういうことが起きているかといいますと、例えば全日本の通関のLNG
価格というのは、これは前回の織り込みと同じで100ドルベースで、LNGに直しますと16ドルとか、
こういう数字がまだ通関価格でございます。それに対して我々が15ドルで買う努力は、今のマー
ケットを見てやる必要があると思うのですけれども、実はスポット市場では一部、もう50ドルの
原油価格を前提として、今、オールジャパンが100ドルのときに、8ドルぐらいのものが出てい
るわけでございます。

○山内委員

スポットはそうですね。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

スポットではもう既に50のものが先取りして出ているわけです。では本来16ドルのところ、そ
の8ドルを今回の査定でトップランナー価格ということにすると、100ドルのとき16ドルのものは
50ドルになると8ドルに落ちていくので、8ドルで査定されると、8ドルのものはゼロドルに
なるので、ただでLNGを買えということになり、二重取りとなる。そのため、あくまで16ドルの
ときに合理的にどのぐらい安く買えるか。そしてその16ドルのものは、50ドルになれば8ドルに
なりますので、8ドルの段階で我々がどのぐらい合理的に努力できるかという考え方で査定いた
だければいいのかというふうに考えてございます。

○安念委員長

まだ全然理解できていないので、いいも悪いもないんだけど、Aという人から言われると、ああそうかなと思い、Bという人から言われると、ああそうかなと思っている状態なんですが、山内先生のご見解は。

○山内委員

いや、まだ結論ではないんですけど、スライドの13の燃料費調整制度の扱いについては、省令上の云々があって、基準があるのは、前回認可時から変更ないものとされていますということと、それから事務局資料5のスライド9の指摘事項5、この上の四角の2つ目の星印、これで最後のところに、原価に織り込む価格が必然的に前回認可単価となるという趣旨ではなく云々と書いてあって、適正な価格を設定することは省令としては整合的と書いてあって、ここのところ、微妙に違って、違っているというか、これをどう解釈するかだと思うんですけど、基本的にさっきの関電さんの資料の13の①のところというのは、これでカバーできるということですね。要するに100としてもこれ下がっているんだからということで。この基準の100を変えないのは基本ではないかというのは、関電さんのご主張の①のところ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

そういう意味で、山崎課長のご説明されたことと、我々の申し上げたことは大きく違いはないと考えております。

○山内委員

その意味ではそうなんだけど、その先まで行けるかどうかということだね。

○安念委員長

そうそう。だから100のものを95とか98でつかんでよということと言われるのは、95、98という数値がいいかどうかはともかく、査定としてあり得る話だなという点では、恐らく事務局も関電さんも、大筋においては一致しておられるのかなと思ったんですが、そういう理解でいいですか。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

そういう理解です。そのレベルがどうかというのは今の市況も踏まえて、合理的に考えていただいたら結構かと思っています。

○安念委員長

レベルは比喻で言っているだけです。

そこから先、私の頭では、そもそも理解していないんです。賛成も反対もなく、理解していない。

○山内委員

今の点はその確認と、それから我々どういうふうに考えるかという、これをまた議論することだというふうに思います。

○安念委員長

そうです。これはいろいろやってみて、我々自身がちゃんと納得しないと、えらい無責任な話になってしまうから。まあしかし私の頭で理解できるかな。お前は理解しなくてもいいんだよと、そういうことなら別ですが。

○山内委員

いやいや、そうではなくて、考え方は幾つかあるので、我々はそれを議論することだと思います。

それからもう一つ、さっきの松村さんのご指摘のこれはスライドの15のところなんですけれども、この絵を見せられると、やっぱり前回の申請原価がこうであって、増えた分がこうだから130億円のところが効率化というのは、ちょっとすぐには飲み込めない。それでおっしゃったことは、コンバインドとか、そういうのはありますけれども、これも詳細に見てみないとわからないということだと思います。

○安念委員長

では、永田先生、梶川先生、南先生の順で行きましょう。

どうぞ。

○永田委員

今の燃調のところについて、基本的には今回、100の部分については固定というか、私の理解では洗替なんだと捉えています。事務局の資料5の9番のスライドで、米印で書いている「省令では」というところがあります。省令では電源構成変分認可制度に基づいて云々の書き出しの文言に、当初認可（総洗替による認可）という、このあたりの省令の解釈をどのように考えるかというのが1つあります。もともと前回の関電さんの資料に若干記載されていたと記憶しているんですけども、いわゆる基準価格である平均燃料価格をここで言っているように、洗替的に一旦元に戻したうえで、直近の原油価格下落等の変動部分については燃料費調整制度で戻していくというのが、基本的なフォーミュラの考え方なんですということを関電さんはもともとおっしゃっている。だから、100というのはそういう洗い替え上のフィックス価格というか、そこを基準にして評価しますということで、それはそうだろうと思います。

それと、ここで事務局で、この同じ省令のこの注釈のところに書いていらっしゃいます最後のところの原価に織り込む価格が、必然的に前回認可単価となるという趣旨ではなく、効率化努力を踏まえた適正な原価を審査することは、省令とも整合的と考えます。ここをどう最終的に解釈

するかというところがポイントだと思っていまして、100のところは確かにそれを基準とするということは、原則なんだけれども、やはりそれ以外の部分、これは先ほど言った事業者として努力して、調達価格を下げる、低減させる努力をするということで、この効率化努力として評価されるのかどうかというのを、もう少し内部の委員の間で、すり合わせしたほうがいいかなというのが、今のところの私の印象です。ここのすり合わせをきちんとしないと、かみ合わない中での議論となり余計混乱すると思われるので、ここだけを本日は指摘させていただきます。

○安念委員長

かみ合っていないものの代表者ですのでね、私は本当に。いいですか、では梶川先生、どうぞ。

○梶川委員

私も途中までは事務局も関電さんもほぼ同じ趣旨のこととお話しいただいていると思ったんですが、最後の関電さんのご説明の中の、16ドルが今仮に8ドルというお話が出てきたところで、このトップランナー価格を少し勉強、状況に応じてより努力ができるのではないかという査定をするということと、今の16ドルが8ドルで、これはたまらんよというところのお話が、少し私の中ではその整合をどういうふうにさせていくのか、非常に難しい感触を持ったんです。

○安念委員長

そうですか。梶川先生にしてそうですか。いや、私も全くそうなので。

○梶川委員

その最後の部分、ご説明を聞いたところで、ちょっとわからなく自分でなってしまったものですから、その辺をどういうふうに考えていったらいいのか。もし、それがだめだとすると、もともと、もとの認可価格のときのトップランナー価格というお話なのか。これはさっきの購入電力料と同じように、非常に原油価格のみではないんだけれども、諸般購入状況の変化によって、さらなる努力ができるであろうという、この切り分けの話をどういうふうに今、ご主張されたのがちょっととりづらくなったということでございます。

○安念委員長

お勉強しませんとね。南先生、どうぞ。

○南委員

ほとんど同じことについてなのですが、多分、先ほどの関電さんのご回答は、事務局がつくった9ページの対象になっている部分についてはその通りであり、対象になっていない部分については、原油価格を反映させますというご回答で総論については異論がないというふうにおっしゃっていて、その前の論点は省令に違反する、いわゆる違法かどうかという議論ですよ。違法かどうかという議論をクリアするかどうかは、もちろん検証しなければいけないんですけども、

事務局ペーパーによると、解釈上違法ではないというふうに解釈されているように読める。違法でないことさえクリアすれば、程度の問題というのはあるけれども、考え方自体にそれほど不一致はないんだから、あとはこのフォーミュラの中でどのように査定していくかというのを考えればいいだけであって、そんなに皆さんおっしゃっていること、違わないのではないかというのが僕の感想です。

○安念委員長

僕も実は直観的にはそう思っているんですけども、ではお前、黒板の前に立って絵を描いて説明してみると言われると、なんかできそうもないなという、そういう自分に対する自信のなさを感じている。

○南委員

ただ、前回と比較すれば、少なくともフォーミュラについては一致しているという点においては、ほとんど固まったので、あとはどのような形で査定していくかを考えればいいだけではないかというか、この論点はもうこれ以上、省令がどうしたこうしたとかいう議論ではなく、もちろん検証は必要ですが、あとはちゃんと数字やマーケットを見ながら適正に査定していくだけの話ではないかと思うので、これ以上、抽象論でごちゃごちゃ言っていてもしようがないのではないかというのが、僕の感想です。

○安念委員長

わかりました。その次は河野さんで、秋池、辰巳両委員、この順序で行きましようか。

では、河野さんどうぞ。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

ありがとうございます。今の論点と少し違ってしまいうので、もし今のことであれば、委員の先生方にお話しいただいた方が。

○安念委員長

全然、いいんです。どこ飛んでもいいの。だって僕自身があっちこっち飛んでいるんだから、人のことは言えない。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

よろしいですか。わかりました。ありがとうございます。

まず、前回、十分に理解できない点ということで、事務局の皆さんに、他電力さんとの経営効率化に関する比較資料の作成をお願いしまして、今回ご準備いただいたこと、まず感謝申し上げます。ただ、冒頭に松村先生もご指摘なさったように、この資料をどう読んだらいいのかという点でなかなかうまく読み切れなかったかなというふうに思っておりますが、漠とした感想で申し

上げますと、関電さんは、最大限の効率化ということで、ホームページ等を拝見しても、それから利用者に配っていらっしゃるパンフレット等を見ても、やはり原子力プラントが動いていないからということで、非常に努力をしているというふうな書きぶりで説明されているんですけども、まだまだこのスライドの1番から3番等を拝見しますと、聖域が残っているのではないだろうかという感じはいたします。そのあたりは今後の査定のところで、委員の先生方にしっかりと見ていただきたいというのが1点目でございます。

それから2点目も、感想めいたことになるんですけども、効率化をそれぞれの項目において、どんなふうにやっているかというところを、ざくっと拝見させていただいたんですけども、やはり効率化をどう考えるかということで、今回、合理化という言葉にも変えられると思いますし、原価計算をどれだけ徹底的にやられているのかということで、事務局が出してくださったスライドの⑤以降なんですが、それぞれ項目を比較して見せていただきますと、客観的にわかりやすい指標を示して、こういう点に関してこんなふうに努力をしていきますよということが、東電さんの方は書いてあるんですけども、関電さんの方はそのところの着眼点というか制度がちょっと甘いような感じがしてなりません。それで例えば競争調達比率のところでも、スライド⑤の一番上のところなんですけれども、東電さんの通信ケーブル工事分野、一例を出すと、ここでは関係会社2社のみの取引に、新規取引2社を追加し、発注区分を3つに見直し、その競争を促進と書いてありますが、関電さんの方は、競争化ではなく、別の施策として価格、つまりこれまでの取引のある方と、いろいろ話し合って価格を下げていこうという形ですよ。これはやはり子会社の方というか、本当に競争がそこに働くのか、このぐらいでいいんじゃないかというふうな、それ以下には行きようがないような何かがあるのではないかという。そういうふうに読めてしまう資料が非常に多いです。

同じく、もう一つ例を出させていただくと、資料の⑦番のところのこれは一番下、徹底したコストの見える化と書いてあって、東電さんの方は発電コストに関する見える化、それから配電設備、消耗品類のコストの見える化、事務用品、消耗品、在庫管理の変更によるコストダウンというふうに、それぞれ何について見える化をするかというのが書いてあるんですが、関電さんの方は、あらゆる職場において徹底したコストの見える化を行って、常にコスト意識を喚起していると、何についてどういうふうにやるのかというところが見えてこなくて、失礼な指摘かもしれませんが、やはり消費者が見たときに、何についてどういうふうに社内で共有化して目標値を決めてやっているのかというのが、この文言からは見えてきにくい。そこで最後に人事生産性について、今回事務局が資料を出していただきましたが、このあたりがやはり関電さんは東電さんに比べると、少し低いのではないかというふうに見えていまして、今後、こういったところにどの

ような姿勢で取り組んでいくのかというのを、一つ質問させていただきたいと思います。

すみません、長くなって。もう一点、関電さんが出してくださった資料6の中の7番のスライドについて、質問があります。ごめんなさい、5番のスライドです。資料6の5番のスライドについて、これは消費者の本当に単純な質問だというふうに受けとめてください。恐らく関電さんは東電さんに比べると、電源が原子力に依存しているのが東電さんは8%、関電さんは19%で、すごく依存しているので物すごく大変なんだというふうにおっしゃりたいのだと思うんですが、私がこの図から受け取ったのは、関西電力さんは年間で296億kWhを原子力で発電するという計画を立てていて、東京電力さんも年間で239億kWhを原子力で発電するという計画を立てていて、その分が未達というか実行されていないので、その不稼働分の必要なその電力を何で代替するかですよね。だから、そのパーセンテージが問題ではなくって、関電さんはその分を4,000億円と見積もっていらっしゃって、東電さんは3,200億円と見積もっていらっしゃって、その分に対してどれだけ努力をされていたのかというのを、委員の先生方は見ていただきと思います。

そういうふうに考えると、東電さんは3,200億円を様々なところの努力で吸収できているとおっしゃっていて、関電さんはこの4,000億円がすごく重くのしかかっているから、これが大変なので値上げをしたいと言っているところが、なかなか主婦の私からすると、飲み込めないところなんです。先ほど、今後燃料費のところでは130億円の深掘りをするとおっしゃっていましたが、130億円だけなのかというふうに、受けとめられてしまいます。非常に感覚的な受けとめで申しわけないんですが、このあたりは委員の先生方に私の素朴な疑問というのを受け取っていただいて、査定のところでぜひしっかりと見ていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○安念委員長

では、第1点は、もうちょっと何かわかりやすい指標というか、ベンチマークというか、そういうのはつくったほうがいいのではないかというご指摘でしたが。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

これは、ご指摘のとおりかもしれません、我々としても全社で効率化をするために、ポータルサイトというのを全社で共有してしまして、それで各営業所とか、事業所単位の中で、例えば事務用品を何%削減するとか、そのような目標を設定しております。こういう目標に対して、我々はこのような取り組みをしましたという事例を公表して、それを他の事業所にも展開したり、支店大でそういう活動を共有しております。しかし、全社の中で事務用品を何%というのは、これは予算の枠の中で購入していますが、後は事業部門の創意工夫に任せてしまして、全部個々の事業所単位で数字を出しているの、取り組み内容が事業所ごとで異なる部分もあり、一律の取り

組みはないところです。今のご意見を踏まえ、もう少し我々の方でリーダーシップをとって、一番効率化をしているのはどの部門で、どのような取り組みを行い何%削減できたということを、全社で共有しながら目指していく手法や、全体として目標値を設定するといった努力を我々の方でもやっていく必要があると思いますので、東電さんに負けないように共有化し、場合によっては外部に対しても発信できるような目標値、そういう見える化というのを考えていきたいと思います。

ありがとうございました。

○安念委員長

河野さんの第2の点は、よく承りました。

では、秋池委員、お待たせしました。

○秋池委員

今の河野さんからご指摘があったことも含めまして、資料5の5ページですけれども、この合理化、効率化の話ですが、もちろん競争して価格を下げていくというのは、コスト削減の一つの手法ですけれども、特定の事業者と、お互いに協力し合いながらコストを下げるというのもまた、効率化の一つの手法なので、一概にいい悪いというものではないと考えます。ただ、繰り延べも含めてコストを削減してきた部分を継続的なものに変えていくということで、今後この効率化の質をさらに高めていくということは、それはあらゆる企業にとって永遠の課題であるわけですから、そういったことは続けていくべきであるというのが一つです。

それからもう一つ、燃調のことはもう随分議論が出ましたので、これからもう少し緻密に整理をしていくということなんだろうと思うんですけれども、いずれにしても、二重に削減されるというのはまずいので、そのようなことはないようによく見ていきたいと思います。

3つ目なんですけれども、前回、前々回の資料の中に、石炭火力の発電量が減るという話がございましたけれども、あの辺はもう少しよく理解をしたく思います。というのは、例えば定検が今年たまってしまっているということとか、そういった中でもさらなる工夫で少し延ばせるものがないのかとか、あるいは関電さんの努力ではどうにもならないようなことによって減らさざるを得ないということになっているのかとか、そのあたりはまたこの後もう少し情報を頂戴したいというふうに考えるところです。

○安念委員長

それはやりましょう。揚水と石炭の話は、そういえば何か僕もどこへ行ってしまったのかなと思っていたんですけども、そもそもが揚水と石炭の発電量の変動が電変で言うところの外生的な要因によるものかどうかというのがまず第一の論点で、かりにそうではないのであれば、我々の

査定の範囲ではない。もしそうだとすれば、ではもっと一段の工夫があるかどうかというのは、これはどれだけの金額の話になるかはわからないけれども、いずれにせよ、結構念を入れて見ておかなければいけない点だと思いますので、ご指摘のとおりと存じます。

その次は辰巳委員でしたね。お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。27年度の料金値上げということで、金額等も明確に出して、取りあえずは申請してこられているにしては、27年度のその資料、効率化等に関する資料も出してくださいとお願いしておりまして、今後出しますと、今日出てきたんだろうというふうに思うんですけども、何かどれを見ても、何となく努力目標っぽい表現であって、どうしてもうちちょっと明確な数値が出てこないのかなど。先ほど何かご説明があったそういうところが根本にあるのかもしれないんですけども、もうちょっと明確に何か数値的なものは出していただきたいなというふうに思いました。

それはそれとして、今回の資料5で、事務局の方でご用意いただいた東電さんと関電さんの比較を見ていて、他も結構いろいろ気になるところはあったんですけども、特に顕著に気になったのは、3ページ目の株式のところ、片や株式すごく減らしておられるのが、22年から25年にかけて関電さんは増えているというところなんです。やっぱりお持ちになっている消費者庁でのヒアリング等でも、そのあたり結構厳しく追及されているように思ったりしたもので、資料3-2でしたっけ、やっぱりなかなかすごく明確に書いておられて、関西電力の値上げの経緯及び責任問題についての説明内容には説得力がないというふうに言われている全般意見のところなんですけれども、やっぱり説得力のある値上げに関しての説明をしていただくに当たって、やっぱり余りにも、私には資産を増やしているというふうにこれ読めてしまいます。だからそのあたり、もう少し努力をされるというふうな意思がないのかどうか。どういう状況にあるのかというのも、今後の資料にお出しいただきたいなというふうに思いました。

それから、後での話の揚水とかの話と一緒にだと思うんですけども、やっぱり自然エネルギーに関して、最初のときに私気になって、風力が減っていますねという話、もとに目標よりも減ったんですねという話をしたら、事業者のほうが取りやめになったというお話があったんですけども、何かわからないんですけども、ちらっと聞いたら、これ関電さんの関係の事業者というふうに聞きましたもので、そうではないですかね。それならば自社の努力でやっぱり風力等は今もう全く燃料費がかからないわけですから、つくりさえしてしまえば。そういう意味では今回の27年の話では無理にしても、今後、長期的にやっぱりそういうものを増やしていくというふうなお話もちよっとあった方が、説得力というか、今回は間に合わないかということではあるけれど

もとか、そんなお話もちよっとほしいなというふうに思いました。

以上です。

○安念委員長

株ですけれども、これ有報って時価で出ているんですか。時価で出ているんだったら株高……

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

はい。株式については23銘柄ぐらい売っておりまして、25年、26年とも100億円以上売っているのですけれども、結局、株価が上がりましたので、時価が上がっているのです、結果として保有額として上がっているということになってございます。当然、今後とも保有意義が乏しいと判断したものについては、継続的に株式の売却はやっていきたいと考えております。

○辰巳委員

そうすると、やっぱり株式をお持ちになっているということですね。東電さんは下がっているというのは、同じように株価市場は変動しているはずなのに、だからそこら辺の発想の違いというのが、どのように考えたらいいいのかということですから。

○安念委員長

経営の観点としては、上がる株は持っていた方がいいわね、それは。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

風力につきまして、やめられたというのは、当社ではなくて他の事業者でございます。それで当社も当然、風力というのは積極的に進めておりますし、太陽光等も進めております。ただ、風力はなかなか関西エリアでは適地が少ないので、我々としても実際にやっているところもあるのですけれども、場合によっては全国大で必要なところでやっていくことも含めて考えていく必要がございます。いずれにしろ、再生可能エネルギーを我々はしっかり受け入れていくということと、我々自身が開発していくということとを両輪で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○安念委員長

順番が僕わからなくなってしまった。飯田さんかな。飯田さんの次、梶川先生、松村先生。

○山内委員

松村さんより私が先だけれども。

○安念委員長

そうか、わかった。では、飯田、梶川、山内、松村、この順で行きましょう。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

説明いただいた資料に関して、私の今日出させていただいた資料10の3項目がこの部分に該当

しますので、先に申し上げておきたいというふうに思います。大阪の方では、関西電力さんと意見交換をさせていただいております。そういう場で得た情報も踏まえまして、この3点、今日伺っているんですが、先ほど来、出ている点と重複する点も幾つかございます。

1つが来年度の計画がこの間の関西電力さんの言い分によりますと、遅くとも値上げ認可をいただく前までに公表しますという、こういう言い方をされているんですが、私からしますと、いやそれは余りにも遅いのではないかと。少なくともこの委員会が査定案を出す前にそういう計画がどうなっているのかということを、この委員会にも出す必要があるのではないかとというふうに考えておりまして、もちろん、私どもにも公開していただきたいわけですが、その点についてのお考えをちょっとお聞きしたいというのが1点目です。

それから2つ目ですが、今日初めて来年度の深掘額340億円という数字が出てまいりましたが、この扱いについて従来から関西電力さんのところでは、その2つの選択肢があると。1つは財務体質を強化するために使うという点と、料金値下げの圧縮に使う、こういうことを言われているんですが、果たしてどう分配するのか、料金値下げにどれだけ使うのか、この辺のところというのは、何も明らかにされていません。私どもとすれば、この経緯を踏まえて考えれば、その大部分は値下げのために活用すべきだというふうに考えるわけなんですが、今のところその2つの選択肢があるということだけしか表明されていないという、こういうことです。そういう点について、どういうふうにお考えなのかというのを伺いたいのが2つ目です。

3つ目、先ほども出ましたが、そういう値下げ圧力を緩和するために、資産の売却、過年度においても関西電力さんはされておりますが、先ほどご指摘あったように、長期投資、短期投資等の証券類をお持ちになっているということで、これを活用すべきだというのが私の意見ですが、それについてそこにあるとおりですが、現時点においては株価は上がっていますので、含み益が多分あるんだというふうに思うんです。そういう点も含めて、緩和するためにこれを活用すべきだということを考えていただきたいですし、八木社長のところでも記者会見では総論としてはそういう活用も考えたいというふうに表明をされていますので、具体的にどうするのかというのは、先に発表するというわけにはいかないかもしれませんが、大枠どの程度そういう処分によって確保するのかという、そういう点については、この委員会にも報告する意義があるのではないかと、そんなふうに考えています。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。お答えを求めましょうか。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

コメントできるものが今あれば伺いたいと思います。

○安念委員長

なさそうな気がするけれども、あれば。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

具体的な還元額について、現在検討中でございます。もちろんできる限り効率化を深掘りして、お客様に還元したいという気持ちはありますが、一方、我々としても持続的な安定供給という観点も必要でございますので、そこも踏まえて総合的に考えたいと思いますので、我々としては査定の基本的なお考えなども聞かせていただきながら、ちょっと先に出して、あと査定がどうなるかわからんというのもちょっと心配なところもございますので、この辺も含めてちょっとどのように考えていくか。我々としてもしっかり考えさせていただきますけれども。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

そういう経営上の判断のことというのはわかりますけれども、しかし、申請をされているわけですから、その申請の中身が委員会に出されないというのは、どう考えても不可解ですね。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

いや、お出しいたします。出すタイミングをいつにするかというのを、少しよく考えて、可能な限りご要請も踏まえて早いタイミングでお出ししたいと考えております。

○安念委員長

私からもよくその点は要請しておきますし、飯田さんの今のご指摘は3点とも大変重要ですので、その点はよくかみしめます。ありがとうございました。

では梶川委員。

○梶川委員

今、資産売却のお話が出たんですけれども、これ基本的に財務体質の問題としての売却の可否というのはあると思うんですけれども、あと基本的にこの資産をどのようにご利用されているかという観点は非常に大きくて、保有している方がより資産効率がいいというお話は大切だと思うんですね。そういう意味では有価証券に関しまして、これまさに有価証券というのは財務運用の面と、それから事業運営という面に非常に関係している。特に、事業運営の場合には事業に関連されている会社さん、子会社、関連会社おありと思うんですが、これは逆にその財務内容も含めまして、今まで事業効率の非常にガバナンスの効く運営を先方にしてもらっていたかということも含めて、今回論点として考えた方がいいのではないかと。これは先方の財務状況はいいか悪いかというのは両方ありまして、悪いというのは悪いなりに問題もありますし、ただ、非常に剰余金等も含めまして、今まで利益が上がっているということであれば、その保有することによ

て今回の査定対象の事業効率にどれだけ益していたかということも、やっぱり検討していかなければいけないかなということにはなると思いますので、その辺の視点も含めてご検討いただければというか、我々が検討しなければいけないということでございます。

○安念委員長

我々がね。

○梶川委員

それから、最後、ちょっと確認なんですけれども、冒頭購入電力料のところ、燃調の対象にならないというところの取引所取引のお話でご説明いただいて、松村先生、ご質問というか、ご意見いただいていたところで、あれは十分にこの委員会としても検討するという事なんでございますよね。

○安念委員長

今、私もそういう認識です。結果にどう反映するかはともかく、原油がこれだけ下がっていて、それに取引所に玉を出すにせよ、とるにせよ、その価格にどういうふうに感応していくのかというのは、少なくとも理論的な関心としては大変大きいものがあるのではないかという気がします。

○梶川委員

わかりました。それだけです。

○安念委員長

ありがとうございます。

山内先生。

○山内委員

1点目は今の話で、先ほどの燃調関係で燃調対象外と燃調対象になる部分の区分けをして、燃調対象外についての扱いをどうするか。松村さんがおっしゃったことと基本的には同じ意見なんです。今、ご指摘あったように、マーケットでどう動いていくかといったときに、確かに原油とか、LNG価格だけで限界費用が決まるわけではないので、そここのところの決まり方の問題と、それからもう一つ、卸売市場ってかなりスパイクがあったりして、不安定なところがある。だからそういうことも考えたときに、どのくらい我々として原油の価格が限界費用みたいなところに、供給曲線へ影響するかということを調べなければいけない。これはそのとおりだと思います。

もう一点なんですけれども、前々回だったか、前回だったか、私は揚水のことについてちょっと申し上げたんですけれども、やっぱり供給力想定で揚水がかなり増えているというのは、いまいちやっぱり理解できていなくて、そのときもやっぱり今回の中では揚水がこれだけ必要だとご説明をいただいたんですけれども、揚水というのは我々の基本的な認識だと、大体ベースでオフ

ピークで上げておいてピークで落とすと、こういうことですよ。そうすると、これだけ上げるということだとすると、かなりコスト的にも高くなる。そうすると、メリットオーダー的はどういうふうな位置づけになるのかということになる。そうすると、要するに想定によってメリットオーダーはこうだという考え方が一つと、それからもう一つは、今の話のように、マーケットで買ってくるという代替手段もあるわけだから、その差の部分というのは、機会費用みたいなものが発生しているわけですよ。なので、それをどういうふうに考えるかということも含めて、さつき委員長がおっしゃったので、供給力想定をもう一回やるのかというふうに思います。その辺の関係をもう少し詳しくご説明いただければなというふうに思います。

以上です。

○安念委員長

次回以降、一つの重要論点として取り上げなければならないと思います。ありがとうございました。

では、松村先生。

○松村委員

購入電力料の基本的な考え方については、もう法律の問題ではなく、実質の問題。ダブルカウントになるかどうかという実質の問題だということを南先生が整理してくださって、これは皆納得したと思います。安念先生も梶川先生もまだ余り納得していないということをおっしゃったのですが、具体的な事務局案が出てきた段階で、経済学者の責務として私と山内先生がちゃんと確認し、2人とも理解できないようなものであれば責任を持って反対し、どちらかが理解できたら、ちゃんと2人にもわかっていただけるように、懇切丁寧に説明いたしますから、その段階でご指摘いただければ問題ないと思います。基本的には、抽象的なレベルでは、この事務局案の方向で進んでいくということだと思います。

次に、石炭のことをご指摘いただいたのですが、確かにその重要な問題を今議論しなかった。石炭に関しては点検を繰り延べたというのは、本来やるべきことをやらなかったのではないかと。ということで、ばっさり切るということは原理的にはあり得るのですが、しかし一方で、点検をこれだけ繰り延べたのは需給が厳しかったから。これは事実としてある。実際に需給検証小委員会では相当厳しいということを確認した。その対策としてやられたという側面があり、したがって原発が動かなかったということとの因果関係がないとは言いきれないと思います。

したがって、入口の段階ではじくのは、少し難しい気がします。そうすると、詳細に見なければいけないことになるか。ある程度は関西電力の責任ではないという部分もあると思いますから、一定程度は受け入れざるを得なくなると思います。この点については頭からはじかなかったとい

うことに関して、きっと批判を受けると思うのですが、私はやむを得ないと思います。

それから揚水発電に関しては、自社の管内で全て安定供給を賄おうとすると、供給力が不足しているときには揚水が安定供給のために一定程度増えるのは、やむを得ない。しかし山内委員が指摘した通り、外から買ってくるほうが安いのであれば、そちらを活用すべきだというのも、一方で理があると思います。その上で、もう少し関西電力の言い分を聞いて、例えばここは連系線がこれだけ詰まっているから他社から買うべしと言われても無理ですとかという特殊な事情があるとか、ここまで他社に依存すると、安定供給上、こういう具体的な問題が発生するというようなことがあったとすれば、他社から購入すれば低くなるという査定を若干修正するというようなこともありうると思います。実際、査定案が出てきた後で、それは無体だということがあるとしたら、そういう形で具体的に他社から買うのはこういう理由で難しいということを示していただければ、その分修正するということになると思います。ただ、何でも自社でやらないと不安だというような、抽象的な議論だと私たちは受け入れかねるので、もう少し丁寧な説明をお願いします。

それから次に、資産売却に関してです。資産売却に関しては若干他の方と意見が違い、そのことについてはずっと繰り返し言ってきたので、今回敢えて繰り返しませんが一つだけ意見を言います。梶川委員がご指摘になった点が非常に重要だと思います。一番いけないのは、例えば株を持っている会社に関して、配当という形でリターンが得られるから、発注価格をすごく高くして、電気代は高くなるけれども、電気料金は消費者が負担するから自分たちの懐は痛まなくて、それでそこで配当として出てき利益を役員報酬の補填に回すとかという、そういう類いのことは起こったら困る。そういう疑いを招くような持ち方ではないということを示す必要があると思います。株を持っている会社からの調達に関しては、そういう疑念があり、説明責任がより重くなる。そういう説明責任は、もう到底果たせないということなら、むしろ売ってすっきりしたらどうでしょうかという、そういうことは言っていく必要があると思いました。

それから最後に、小さな論点なので、言うか言うまいか迷ってはいたのですが、資料6のスライド25のところです。節電・省エネ関連や電気の安全など、公益的な情報発信等の削減等を実施いたしました、査定額を達成するには至りませんでした。こう書かれると、本格査定の段階で節電・省エネのようなことは極力やるなど言われたけれども、関西電力は抵抗して一生懸命やりました。だから未達になりましたと、そう見えなくはないのですが、本格査定の段階でも、関西電力地区の需給がひっ迫することは予想され、省エネが非常に重要だというときに、そのために広報が必要という類いのものに関しては、随意契約だから単価を査定するとかという、そういう類いの査定はあったかと思いますが、その量を減らせとかという類いのことではなく、関西電力

が本来やるべきなのかどうか疑問だとか、あるいはこれ基本的にはそういう公益的な目的という口実だけれども、実質的には営業経費ではないかという、そういう類いのものを査定した。したがってここで査定が未達だったのは、口実としては公益的な目的だと出してきたけれども、これは営業経費だからやめろと言ったのを、あくまで重要だからといって続けたというので未達になる可能性もある。それは元役員へのお車代を出すのは不要だと査定はしたのだけれども、あくまで必要だといって出し続けたのと同じような形で営業経費を出してきたから未達になっているのか、あるいは競争発注のようなことを十分やらなかったから未達になったのか、あるいは純粋な省エネ広報のようなものをたくさんやったから未達になったのかというのは、今回の資料ではわからない。それを明らかにせよと言うつもりはないですが、そういうことであって、減らせと言った不必要な費用を十分減らさなかったから未達になった可能性もあることは、一応確認させてください。

以上です。

○安念委員長

では、次へ移りましょう。一言申し上げると、さっきの燃料費の査定と燃調との関係については、私、事務局案に賛成とか反対とかいう価値判断を言っているのでは全然ないんです。私が言いたいのは、前回までに関電さんが出してこられた資料に基づく理論を、内在的に理解している自信がないということにすぎません。これは学者の良心としては当然のことだと思います。つまり、賛成するにせよ、反対するにせよ、相手の議論を内在的に理解した上で、賛成反対をすべきなのであって、それは一応知的な責任であると私は考えているんだけど、今までも私が内在的に理解していない議論は腐るほどあって、それでもいいやってやってきたんだから、今回だけ頑張ってもしょうがないといったらしょうがないですが。そういうことでございます。

3. 個別の原価等

○安念委員長

さて、後の費目をちょっとさくっとやりましょう。それでは、第3の仕事です。個別原価項目、バックエンド、公租公課、配賦・レートメーク、それから値下げの条件ということに移ってまいりましょう。

では、山崎さん、さくっとご説明いただきましょう。

○山崎電力市場整備課長

それでは、資料7に基づきまして、個別の原価等の残りの部分等についてのご説明をします。ちょっと時間が押していることもありまして、かなり駆け足のご説明になることをご容赦いただ

ければと思います。

まず3ページ目でございます。使用済燃料再処理等発電費につきましては、これは、原子力発電における使用済燃料再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の規定に基づきまして、費用を計上しているものでございまして、4ページが関西電力さんの申請の概要でございますが、これは原子力の利用率が低下することに伴いまして、総額約92億円が低減していると、こういう申請の概要になっておりまして、論点をしましてはそうした法の趣旨に基づいて、前回改定からの変動分について、趣旨に沿ったものになっているかどうかと、こういうことが論点になると考えてございます。

続きまして、6ページ以降でございます。特定放射性廃棄物処分費でございます。この費用につきましては、同じく法律に基づいております特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づいて拠出することが義務づけられている費用でございまして、8ページ目をご覧くださいと、総計減額でございまして、58億円の減額の申請になってございます。こちらについても法律に基づいて算定をされているということになっているかということが論点になるかと考えてございます。

9ページ目以降、最後の原価であります。事業税でございます。10ページでございます。関西電力さんの申請によりますと、17億円、11ページ目の表にもございますように、電力会社は収入金課税になっているものですから、税率が1.3015%でございますが、その法人税率をこの増分に掛けまして17億円と、こういう申請になっているわけでございますが、これが算定規則及び地方税法に基づき適切に算定されていると、これが審査の論点になると考えてございます。

12ページ目以降、積み上げた後の費用の配賦及びレートメイクでございます。レートメイクにつきましては、13ページ、14ページ、15ページにおきまして、その配分の方法等を復習を兼ねまして記載をさせていただいておりますが、北海道電力さんのときと同じ方式でございまして、総論を申し上げると特別変動額というものを積みまして、それを送電・高圧配電非関連可変費、これは自動的にというか、ルール上、特別変動額と同じ額になるというたてつけですが、それを低圧とそれ以外に分けていくと、こういうことでございまして、もともとの特別変動額が3,240億円であるのに対して、それが規制部門に1,238億円配分されていると、こういう申請になっていると、こういうことでございます。

16ページ目でございます。そうしたものについて、まず基本料金でございますが、申請上、基本料金は据え置かれた形になってございます。三段階料金については、今回の申請においては各段階に一律の単価を上乗せをするということで、これが2.48円/kWh、一律に上乗せされていると、こういう申請になっているということでございます。19ページ目にその審査の視点でございます

が、そうした配賦がまず算定規則に則って適切に行われているか、レートマークに関しては一律の単価を上乗せをするということが公平性の観点から妥当と言えるか、またはメニューに関して、需要家の選択肢を拡充して、値上げの影響緩和を可能とするための措置がとられているのか、需要家に対する周知活動が十分に行われているのか、こういったところが審査の論点になると考えてございます。

続きまして、最後でございますが、31ページ目以降、値下げの条件でございます。32ページに前々回、この関電さんの審査の第1回にも提示をさせていただいた総論でございますが、その有識者会議の報告書において、原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められるといったことを踏まえまして、これは北電さんのときとも一緒ですが、その値上げ認可に際して、電事法第100条に基づき原因となった事象が解消された場合には、速やかに料金値上げを実施するよう、条件を付すべきではないかというこういう総論でございます。申請の前提として高浜の3号機、4号機が今年11月に再稼働すると、こういう前提で組まれているところからどうするのかと、こういうことでございます。

34ページ以降をご覧ください。3つの場合に基本的にまず分けてございます。これは北電さんのときに議論を整理していただいた内容と、基本的に同じであるという案を提示をさせていただいております。論点として提示をさせていただいております。まず最初に、原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合については、原価算定期間内に速やかに再値下げを行うべき。2基でございますので、仮に1基のみが想定よりも早く動いたと、そういうような場合でも、追加費用の想定が下回ることが明らかな場合は、原価算定期間内に値下げを行う。2つ目の丸に、時期は再稼働の翌々月までを実施時期とすべきと。加えて原価算定期間後、終了後について、二段階で下げるべきではないかと、こういうことでございます。

(2) 期間内に想定よりも遅れて11月以降ということになりますが、再稼働する場合でございますけれども、算定期間内に値下げを行うことは求められないということが原則であるけれども、原価算定期間終了後、すなわち来年の4月以降でございますが、再稼働を前提として料金を算定することが可能であるから、原則として算定期間終了後に直ちに値下げを行うべきではないかと、こういうことかと考えてございます。

(3) 35ページでございます。終了後に再稼働した場合、来年の4月以降に再稼働した場合は、原則として1基再稼働するごとに値下げを行うべき。再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきと、こういうことかと考えてございます。

(4) に今回、大飯の原子力発電所については、再稼働することは想定されていない申請内容になってございますが、これが仮に再稼働した場合には、同様の考え方に基づいて値下げを行う

べきということかと考えてございます。

最後、本小委員会におきますフォローアップということでございますが、値下げ率等の適正性を確認、検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの実施時期を問わず本小委員会におけるフォローアップが必要ではないかと、こういった論点で整理をさせていただいております。

以降は参考資料でございます。ありがとうございます。

○安全委員長

どうもありがとうございました。

それでは、岩根副社長からお願いいたします。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

それでは、原子力バックエンド費用、事業税について、ご説明いたします。資料8－1でございます。1ページをご覧ください。原子力バックエンド費用の算定概要ですが、今回は電源構成変分認可制度に基づく申請でありまして、再処理に係る使用済燃料再処理等発電費、及び最終処分に係る特定放射性廃棄物処分費について見直しております。算定に当たりましては、前回改定時の認可内容をもとに、原子力発電電力量の減少を反映した結果、前回改定に比べ149億円減少しております。

2ページには、バックエンド費用の概要を記載しておりますので、ご参考ください。

3ページをご覧ください。使用済燃料再処理等発電費につきましては、日本原燃への積立金や再処理工場までの輸送費などを計上しておりますが、原子力発電電力量が大幅に減少することから、前回改定に比べ92億円減少しております。

4ページには、日本原燃分である積立金制度の概要を記載しておりますので、ご参考ください。

5ページをご覧ください。特定放射性廃棄物処分費につきましては、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業に関する費用を発電実績に応じ、NUMOに拠出するものであり、法令に基づき算定しております。今回の原価では、原子力発電電力量が大幅に減少することや、過去分の拠出が平成25年度で終了することから、前回改定に比べ58億円減少しております。

6ページは、最終処分拠出金制度の概要を記載しておりますので、ご参考ください。

7ページをご覧ください。事業税についてですが事業税は今回の料金改定による収入の増分に税率を乗じて算定しており、その結果、前回から17億円増加しております。この項のご説明は以上でございます。

続きまして、配賦・レートマークにつきまして、ご説明いたします。資料8－2でございます。

1ページをご覧ください。今回の原価変動額は、従来からご説明しておりますとおり、3,240

億円となっております。

2ページをご覧ください。原価変動額の配分方法につきましては、省令に基づき現行の電気料金の原価算定期間における発受電電力量の比率を用いておりまして、規制分野に1,238億円、自由化分野に2,002億円をそれぞれ配分しております。

3ページをご覧ください。電気料金の設定方法についてご説明いたします。今回の値上げ申請は、燃料費の増加等を電気料金に反映するためのものであり、現行の電力量料金単価に加算単価を一律に上乘せしております。加算単価につきましては、規制分野に配分した原価変動額を、平成27年度における規制分野の販売電力量で除し、消費税率を乗じることで設定しております。

4ページをご覧ください。3ページで申し上げました電気料金の設定方法について、規制分野の具体的な算定方法を記載しており、算定の結果、規制分野の加算単価は税込みで1 kWh当たり2円48銭としております。

5ページに主な電気料金メニューの料金単価を記載しております。

6ページでございますが、選択約款の設定状況について、ご説明いたします。当社は従来より選択約款メニューを拡充し、お客様選択肢の拡大に努めてまいりました。負荷移行の促進等を目的とした様々な料金メニューをお選びいただき、電気の使い方を工夫いただくことで、お客様の負担軽減につなげていただくことができます。

7ページから9ページには、主な選択約款メニューの概要を記載しております。7ページでは「時間帯別電灯」、8ページでは「はぴeタイム」、9ページでは「季時別電灯PS」をご紹介します。なお、9ページの季時別電灯PSにつきましては、今回新たに設定したメニューではございませんが、夏のピーク時の負荷平準化を図るとともに、お客様の電気料金の削減にもつながるメニューとして、平成24年7月に設定しております。

10ページをご覧ください。当社の省エネ節約に役立つ取り組みについて、ご説明いたします。お客様がご契約メニューの変更によるメリット額を試算いただけるよう、当社ホームページにご契約メニュー変更シミュレーションを設置しております。また、ウェブを活用して、省エネ情報を幅広く発信するとともに、お客様のご要望に応じまして、省エネコンサルティングも個別に行うなど、お客様の負担軽減につながるよう取り組んでおります。

11ページをご覧ください。規制分野の主な契約メニューの各々の代表的なモデルでの値上げ額と値上げ率を示しております。ご契約メニューごとに電気をお使いになる量、季節、時間帯が異なることから、値上げ影響額や影響率は異なっております。

12ページをご覧ください。規制分野のお客様への値上げ申請に関するご説明方法を記載しております。ご家庭のお客様を初めとした規制分野のお客様については、検針にお伺いした際のチラ

シの配布や、ホームページでのお知らせ、また消費者団体様を初めとした各種団体様に対する説明会などを実施してきております。

13ページをご覧ください。自由化分野のお客様への値上げに関するご説明方法を記載しております。契約電力500kW以上のお客様については、お客様をご訪問の上、ご説明を実施しております。また、契約電力500kW未満のお客様につきましては、値上げに関する文書の送付、当社からのお電話などにより、ご説明を実施しております。今後も引き続き、お客様から幅広く理解をいただけるよう、丁寧なご説明に努めてまいります。

14ページから16ページには、省エネ、節約に役立つ具体的な取り組み内容、また17ページから28ページまでは、供給約款、選択約款の料金メニューを参考に記載しております。この項は以上でございます。

続きまして、資料8－3、原子力発電所の再稼働と料金改定について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。再稼働時の料金値下げにつきましては、高浜発電所3、4号機の再稼働が、料金の前提よりも早まった場合や、高浜発電所3、4号機は前提どおりの再稼働であっても、大飯発電所3、4号機の再稼働が27年度中となった場合など、前提より早期の再稼働が実現し、燃料費等が削減できる場合には、料金値下げを行いたいと考えております。なお、再稼働後の具体的な値下げ時期等については、北海道電力の再値上げ時に示された認可条件を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、不稼働時の再々値上げについてですが、今回の値上げに当たっては、高浜発電所3、4号機について、平成27年11月から再稼働する前提としております。仮に前提よりも再稼働が遅れた場合、平成27年度につきましては厳しい収支状況となることが予想されますが、費用の繰り延べなど、一過性の収支改善措置を講じることで、何とか料金を維持したいと考えております。しかしながら、長期的に不可能となる場合、最大限の経営効率化努力を講じて、企業としての存続が危ぶまれる事態になることも考えられ、その際には総合的な判断が必要と考えております。いずれにせよ、当社としては引き続き新規制基準への適合性審査に真摯に対応し、安全性が確認されました原子力プラントについては、立地地域の皆様のご理解を賜りながら、一日も早い再稼働を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

4. 自由討議

○安念委員長

ありがとうございました。ではどうぞ、ディスカッションいたしましょう。どなたからでも。

河野さんどうぞ。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

関西電力さんからご回答をいただいた資料８－２の料金メニューのところのご説明で、ちょっと伺いたいことがございます。新たなメニュー開発はせずに、前回値上げのときにつくられた季時別電灯ＰＳというのを活用してくださいというご提案だと思うんですけども、１１番のスライドを拝見していて、これをしっかりと活用するということが重要だと思いますが、１１番のスライドを拝見していて、どういうふうにそれを理解したらいいのかがちょっとわからなかったので教えてください。特に利用者側で電気の効率的な使用により、電気料金の削減につなげるために、関西電力さんが時間帯別電灯とか、それからほぴeタイムとか、季時別電灯ＰＳという選択約款を設けてくださっているんですが、そこの一番右側の表にある値上げ率が普通に使っているよりも高いんですね。つまり、ここに移行して私たちが努力しようと思っても、ここはほかよりも値上げ率が高くて何か損している感じがするんですけども、ここはどういうふうに読み取ればいいのかというところを教えてください。

○安念委員長

発射台の問題かな。ちょっと何かコメントがあれば。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

値上げ率ではこのような差がついておりますけれども、今回、ご説明申し上げましたように、電力量料金に一律の単価を上乘せさせていただいてございます。従いまして、値上げの額、幅が全ての契種で同じということになってまいります。そうしますと、発射台の高さ、低さによって、この率に変化が出てまいりまして、この季時別電灯ＰＳというのは、昼間のピーク時間をかなり高目にしております一方で、夜間、あるいはそれ以外の時間帯が、他の契約種別に比べて安いということになってございまして、これは一つのモデルとしてそういう契種をお選びいただいている方の電気の使用パターンを前提としたシミュレーションになってございます。従いまして、もともとのお選びいただいている方の使用のパターンを前提としますと、非常にお安くもともとお使いいただいていると。そこに今回一律で値上げをお願いしておりますものですから、値上げの率としては高くなっていると、そういうメカニズムと申しますか、数字としては出てきてございます。

○安念委員長

いいですか。きっとそう言うだろうなと思っておられたでしょう。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

はい。だから利用者の方ははもっと頭を使って、時間をしっかりコントロールして、この仕組

みをうまく利用しなさいということなんでしょうか。

○安念委員長

多分ね。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

そうですね。私たちが積極的に自衛手段をとらなければ、値段は思っている以上に上がってしまうということですね。

○安念委員長

まあ、そういうことでしょうね。実感としてはね。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

そうですね。

○安念委員長

それはあり得る話だと思います。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

その辺のところは、具体的なコンサルティングもさせていただいてございまして、どの料金メニューが一番お客様に合っているかということと、今のお選びいただいたメニューで、どうしていただいたらよりご負担が下がるかということを全部個別にご相談させていただいておりますので、またご利用いただければというように考えてございます。○安念委員長

では、飯田さんどうぞ。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

関西電力さんではなくて、資源エネルギー庁、事務局の方にちょっと質問しておきたいんですけども、先ほどの関西電力のところの再々値上げのことについてなんですが、仮にそういう検討がなされる場合、来年度を超えたことになるんですけども、その場合のその考え方なんですけど、いわゆる総括原価の洗替というそもそもに戻るという選択肢と、算定期間外になりますけれども、直近だということで電変に基づいてもう一度やり直すという、想定としては2つの選択肢があるというふうに思うんですが、そこはルール上、考え方として、どういうふうに整理されるんでしょうか。

○山崎電力市場整備課長

電変の制度は、残存原価計算期間という概念がございまして、もともと前回認可をされた、今、3年でやりますけれども、3年の原価計算期間が残存していて、残存期間についてその変動分を見るという、こういう制度でございますので、関西電力さんの場合は、来年度、平成28年3月までが原価計算期間になりますので、仮にその先の原価計算期間を想定する場合には、この電変制

度は活用できないという、こういう整理になるということでございます。

○安念委員長

他いかがでしょうか。どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。先ほどの河野さんのお話と関連するんですけれども、やっぱりお客様に対してきちんと値上げに関してのご説明をするという中に、このメニューのご説明も入っているんだというふうに思っておりますが、基本、ウェブでご相談する形になるんだらうというふうに思うんですけれども、規制料金の契約の口数に対して、どのくらいの方がこの省エネコンサルティングというのを、前回の値上げの折にお受けになっているのかとか、要は普及率が、やっておられるのはとてもよくわかるし、スマートメーターも進んでおりますのでわかるんですけれども、実際のお客様にご説明をするという段階は、このウェブになるというのが、ちょっと私は心配でして、もしわかるのであれば、その契約口数に対してどのくらいの普及率、具体的には、ごめんなさい、例えばこのコンサルティングを受けた人の比率とか、あるいはお問い合わせの比率でも構いませんし、何かそんなものがわかればいいかなと、ちょっと思ったんです。それで十分やっておられるのかどうかというのを知りたいと思ったんです。

○安念委員長

何か資料をお持ちですか。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

ウェブだけではなくて、値上げに関する問い合わせの専用のダイヤルですとか、あるいは省エネとか節電のお問い合わせ専用ダイヤルもございます。そういったものも通じてコンサルさせていただいておりますし、さらにそれに加えて、電話だけでは心もとないというお客様もいらっしゃるしまして、きちんと面談して、あるいは場合によってはきちんと測定した上でどのようなお使い方をしていただいたら一番よいかというようなご相談もさせていただいております。

訪問件数、これで全体に対してどうかというようなこともあろうかと思っておりますけれども、例えば平成25年でいきますと、5万件ぐらいのお客様に実際に訪問、これは社員がですけれども、実際のご相談に乗らせていただいております。電話につきましては、手元に数字はございませんけれども、そういったことで、できる範囲のことになってしまいますが、お客様に対する情報提供やご相談に乗らせていただいているというところでございます。

○辰巳委員

すみません、契約件数は幾らですか。5万件とおっしゃったんですけれども。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

例えば、電灯の契約も全部加味していきますと、1,200万軒ぐらいになります。一般の従量電灯Aという最も多い規制メニューでいきますと、900万件軒といったオーダーでございます。

○安念委員長

大変な数字ですわな。いかがでしょうか。

余り平場で直接議論するテーマでもないので、事務的に淡々と確認をしていただきましょう。

それでは、今日のところはこのぐらいにしておきましょうか。

どうぞ。

○松村委員

まず一つは、北海道電力のときにも同じことを言ったんですが、今回、査定はするわけですが、全額査定して値上げ率をゼロにすることは無理だと思うので、大幅に上がることになるわけですね、きっと。

○安念委員長

恐らくベリーライクリーでね。

○松村委員

そうすると、しばらく経過措置料金というのが続き……

○安念委員長

北電のときにはね。

○松村委員

はい。それで強烈に上がったところをベースにして、そうすると次は値下げという格好になるので、値下げ届出制という制度からすると、もう好き勝手にできるということになるのは、やはり消費者も相当納得いかないと思います。その点、北海道電力のときにも言ったのですが、基本的にはこれが今回強烈に上がって、それより1銭下がったからこれは値下げですということ、もちろん算定期間後の話ですね。算定期間後の価格体系がそうなっていて、原発が動いた利益の大半は、役員報酬だとかに回りますとかということでは、到底納得はいかないと思うので、ここで書かれている通り、今回、申請前のところまで行って値下げというようなことは言えるのだろうと思います。更に言えば、実際には原発がとまって値上げしたというのは、前回の本格改定も同じですから、その本格改定よりも前のところまで下がったということだとすると、もうこれは大手を振って値下げ届出制だと言えるかもしれないけれども、そこまで到達するまでの間は、仮に制度上は値下げ届出制だったとしても、事後検証の最も重点的な対象とすることは、必要だと思いました。前回北電の時にも言ったことを、もう一回繰り返させていただきます。

それからちょっと細かいことでわからなくなってしまったのですが、関西電力の従量電灯Aは、

最低料金があつて、その後、従量料金のわけですよ。今回の値上げは燃料費の増加だから、全部従量料金を上げるとの説明になっているのですよね。そうすると、ここの最低料金のところは、これは従量料金という位置づけですよ。したがって15までは使うのだから、15掛ける値上げ分というのをやった。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

15相当分、そうです。

○松村委員

実質的に言うと、基本料金に当たるようなものも、ひょっとしたら上がっているのかもしれないわけですよ。全く使わなくてもかかる料金が上がっているという意味では。

○安念委員長

いや、基本料金は上げないんじゃないですか。

○松村委員

従量電灯Aに関して言うと。基本料金というものの定義にもよるけれども、使わなくてもかかる費用と捉えたとなると、最低料金が上がっているわけだから。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

そうですね。最低料金がそれだとすると、その分、ご負担いただくということに。

○安念委員長

そういう意味か。はい。そういうことになるんですね、確かに。

○松村委員

基本料金ではなく、従量料金で全てカバーするというのは極めて合理的だと思うのですが、この従量電灯Aのような組み方だと、ちょっと理解が難しい。

○安念委員長

水平部分について。

○松村委員

はい。

○安念委員長

水平部分も同じだけシフトするわけよね。同じかどうかはともかく。

○松村委員

掛ける15で上になっているわけですよ。合理的だとは思いますが、従量料金だけでやっているという説明で大丈夫かなというのは、ちょっと心配にはなった。

それからこの委員会で言うことではないのですが、これが本当に自然な料金体系かなというの

は、長期的にぜひ考えていただきたい。昔からやっていることなのだから、変えるのは大変だというのはとてもよくわかるのですが、基本料金プラス従量料金というのはとてもわかりやすい料金体系で、そちらに移行することを考える余地がある。ただ、今回それをやるというのは、変分改訂の趣旨からも明らかにおかしいので、そういうことを言っているのではないのですが、ご検討いただければと思います。

○安念委員長

それは電気料金全体系について言えることですよね。

ありがとうございました。そういうご指摘をいただきました。

それでは、一通り今回の議論はこれで締めくくりといたしまして、関西電力さんからも一通り原価に対するご説明と、それから指摘事項への回答もありましたので、次回は検討を深めるべき論点を絞って、また検討していきたいと思います。

それでは、事務局からご連絡をいただけますか。

5. 閉会

○山崎電力市場整備課長

次回の日程につきましては、別途ご調整をさせていただきましてホームページ等で公表させていただきますと思います。

加えまして、電力料金値上げ認可申請等の公聴会の開催について、ご連絡をさせていただきます。1月6日から消費者庁さん、さらには全国消費者団体連絡会のご協力をいただきまして、近畿地方の地方自治体、あと消費者団体、中小企業、小規模事業者団体、累計で700以上の団体様に対しまして、公聴会開催の周知のご連絡をさせていただきました。その結果、締切日の2月16日までに意見陳述人といたしまして31名の方、さらには傍聴人といたしまして、85名の方の募集をいただいております。開催予定日、既に周知をさせていただいているように、3月3日と、あと4日を予備日をさせていただいていましたが、若干時間を延長しまして、3月3日火曜日の1日で31名の方の意見陳述をいただくと、こういうスケジュールで大阪市において開催をさせていただきますというふうに考えてございます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。例のごとく、私の取りさばきが悪くて、大幅に超過してしまいました。申しわけございませんでした。

今日はどうもありがとうございました。

—了—